

## 調査・研修等計画届出書

令和元年6月4日

瀬戸市議会議長様

議員名 中川昌也



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期日	令和元年 7月 22日から 7月 23日まで (1泊2日)	
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区	
会場名(会場所在地)	狭山市役所・豊島区役所	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	<p>7/22 狹山市 調査項目：市民への議会広報の充実について (CATV 議会情報番組)</p> <p>目的：開かれた議会とするため、市民に対し更なる議会情報の発信が課題であります。 狹山市議会さんでは、CATVを活用し、年12本を撮影し1日4回1週間の放送をされています。番組の企画立案・原稿作成・撮影を議員自らが番組を作成されているので、その手法等の調査研究をするため。</p>	
議長名の依頼	<input checked="" type="radio"/> ・ 不要	依頼先(名称)  狹山市議会
同行者名	藤井篤保 松原大介	

※行程表を添付してください。

# 調査・研修等計画届出書

令和元年6月4日

瀬戸市議会議長様

議員名 中川昌也 

政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

## 記

期日	令和元年7月22日から7月23日まで（1泊2日）	
調査先・研修名	埼玉県狭山市・東京都豊島区	
会場名（会場所在地）	狭山市役所・豊島区役所	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	7/23 豊島区 調査項目：公文書管理条例について  調査目的：公文書管理条例は第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と、地方自治体に対して公文書を適正に管理する施策をとるよう、努力義務を課しています。この法律を受けて、本市においても「公文書管理条例」を制定する必要性があるため。	
議長名の依頼	○要 ●不要	依頼先（名称）  東京都豊島区議会
同行者名	藤井篤保 松原大介	

※行程表を添付してください。

# 調査・研修等報告書

令和元年7月29日

瀬戸市議会議長様

議員名 中川昌也



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期日	令和元年7月22日から7月23日まで（1泊2日）
調査先・研修名	東京都豊島区
会場名（会場所在地）	豊島区役所
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	国会で森友・加計問題において、公文書の作成及び取り扱い問題が大きくクローズアップされました。公文書管理法は第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と、地方自治体に対して公文書を適正に管理する施策をとるよう、努力義務を課しています。この法律を受けて、「公文書管理条例」を瀬戸市においても制定する必要性があると思い、調査研究を行った。
調査先の事業の現状・課題／研修で学んだこと・キーワード等	
豊島区では、平成31年3月定例会において「公文書等の管理に関する条例」が制定されました。施行は令和元年10月1日。 条例の内容は、区民の知る権利を保障し、区民の区政への積極的参加を推進するために、区民共有の知的資源としての公文書及び特定重要公文書の適切な管理について定め、区の諸活動について区民に説明する責務を全うすることを目的とされています。重要なポイントとして、①意思決定の過程及び事業の実績については、公文書を作成しなければならない。②条例の適用範囲は、区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会である。③公文書の整理方法は、事業ごとに分類しフォルダを作成するシステムを構築されている。④公文書管理条例委員会を設置し、文書管理が適切に行われているか、第三者のチェックが入る。	

## 調査先（主な質疑・応答内容）／研修（受講後の感想）

- ・条例と規則（規程）の違いは？ → 条例は市民との約束事  
規程は行政の都合の良いように決められる
- ・公文書とは？ → 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等
- ・公文書作成義務は？ → 意思決定の過程や事務の実績について作成する
- ・条例が及ぶ対象機関は？ → 区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会
- ・公文書管理委員会とは？ → 公文書の廃棄について第三者のチェック機関
- ・公文書の保管場所は？ → 休園中の保育園、前庁舎、図書館地下、民間等

豊島区の「公文書等の管理に関する条例」を勉強させていただき、改めて瀬戸市においても公文書管理条例の必要性を感じました。それは、行政の意思決定に対する過程がきっちりと記録として残され、市民への説明責任が全うできる事が最大のポイントです。

現在の瀬戸市の規程では、公文書とは何か、公文書をどのように作成するのかと言った重要な決め事がなく、市民への説明責任が全うできません。よって、まずは規則の見直しを進めると共に、条例制定の準備に取り掛かる事が必要です。

## 調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

### 瀬戸市への反映事項

- ・規程見直し、公文書とは何かを規定。
- ・公文書の作成義務化。
- ・公文書管理に関するシステム化。
- ・公文書を管理するスペースの確保。
- ・全職員に対する徹底及び手引きの作成

現在の規程は行政の都合の良いように決められるもので、市民との約束である条例とは大きな違いがあります。

市民のための記録と位置づけ、公文書管理条例制定は必要不可欠と考える。

意思決定過程が見えなければ、市民への情報オープン化が進まないので、文書管理条例制定に向け尽力していく。

## 調査・研修等報告書

令和元年7月29日

瀬戸市議会議長様

議員名 中川昌也



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期日	令和元年7月22日から7月23日まで（1泊2日）
調査先・研修名	埼玉県狭山市議会（7月22日）
会場名（会場所在地）	狭山市役所
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	開かれた議会とするため、市民に対し更なる議会情報の発信が瀬戸市議会の課題である。 狹山市議会さんでは、CATVを活用し、年12本を撮影し1日4回1週間放送されている。番組の企画立案・原稿作成・撮影を議員自ら行い番組を作成されており、その手法を調査研究し、結果として住民に瀬戸市議会の活動を知っていただき、身近な存在であることを理解していただくため。
調査先の事業の現状・課題／研修で学んだこと・キーワード等	
狭山市議会は、議会広報の一つとして、CATVを活用され、TV局に頼ることなく、広報委員会の委員が番組を企画・制作されている。 様々な手法を用い、市民が知り得たい事は何かを考えられている。 CATV放送時間は、年4回、1回10分、1番組1週間、1日4回である。	
課題としては、PR方法の仕方、効果測定について挙げられていた。	

調査先（主な質疑・応答内容）／研修（受講後の感想）

- ・CATVの予算は？ → 今年度約53万円
- ・効果測定は？ → 視聴率は取れないので、市民アンケートを行った
- ・CATV以外の議会広報の取組は？ → 議会だより
- ・CATVを見ていただく為のPR方法は？ → ポケットティッシュを作成し配布している

CATV放送時間 → 年4回、1回10分、1番組1週間、1日4回

議会情報番組の費用対効果である効果測定を行政から問われており、市民アンケート調査を行った結果、まだまだPR不足との結果が出たので、ポケットティッシュを作成され街頭配布等をされ、PRされています。

放映時間の考え方として、1日4回の放映で、家族団らん時間での放映が効果有と考え、その時間帯に放映をされています。

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

瀬戸市議会の大きな課題である、市民への情報発信及び周知について、更に色々な取組みが必要あります。

今回の調査研究で得た成果として、住民が欲しがっている情報を見つけ出すことと、議員による企画立案から撮影に至るまでの手法。併せて、CATVにて議会情報を発信している事のPR手段を学びました。

瀬戸市への反映

- ・CATVの議員による企画立案
- ・住民が求める情報の集約
- ・議会情報のPR方法